



年の瀬となり、慌ただしく1年がすぎようとしています。
大手広告会社に勤務していた一人の若者が長時間労働を苦に自らの命を絶った事件が、最近ニュースでも大きく取り上げられました。
はじめに、「労働時間」と「働き方改革」についてとりあげます。

労働時間の原則

労働時間の原則は1日8時間以内 1週40時間以内です。
この時間よりも多く働かせるときは、「時間外、休日労働に関する協定」を従業員の代表と結び、「協定書」を労働基準監督署に提出しなければなりません。場合によっては例外の条件をつけることもできますが、原則としてこれ以上働かせることはできません。



また、**長時間労働者への医師による面接指導**も法律（労働安全衛生法）で定められています。

下記の対象となる労働者から申し出があり、疲労の蓄積が認められると判断される場合
月100時間を超える時間外、休日労働の場合・・・面接指導の義務
月 80時間を超える時間外、休日労働の場合・・・面接指導の努力義務
これほどの残業はなくても、本人の自覚がなくても、疲労は蓄積されています。日頃から、経営者は、従業員の健康面（心身の疲労具合）について、配慮しましょう。



働き方改革とは・・・

労働者の意欲や能力が発揮されるよう、残業時間の削減、年次有給休暇の取得促進、テレワークの導入、多様な正社員制度の導入等の働き方の見直しの取り組みのこと。

大企業に比べ、中小企業は働き方改革がなかなか進んでいないといわれています。
改革のポイントとなるのは、クラウドサービスなどのIT化というデータもあります。
少子高齢化に伴う労働量不足は深刻です。うちの会社は無理・・・と諦めることなく、できるところから変えていくことが求められます。

働き方改革を進めるためのポイントをいくつかご紹介します！

- 経営トップ、管理者が本気でメッセージを繰り返し発信する
- 個人や家族の事情を話しやすい風土をつくる
- 従業員ひとりひとりを主人公にする
- 業務の棚卸し、見直しにより、効率、生産性を高める
- 「よく働き、よく休む」を習慣化する



会社、従業員、従業員の家族のために、ひとつでも取り組んでみてはいかがでしょうか。



年末調整の時期となりました。今年最後の事務所ニュースでは、年末調整とマイナンバーについて簡単におさらいしてみましょう。



そもそも年末調整とは？

毎月のお給料や賞与から徴収される所得税は、実は仮の税額です。そこで1年分の仮の税額と本来納めるべき税額の過不足額を精算する、この手続きを年末調整といいます。

年末調整では、生命保険料控除や扶養控除等を反映するために、「生命保険料控除証明書」や「扶養控除等(異動)申告書」等を提出してもらい、正しい税額を計算します。

扶養の人数が変更になったことを会社に伝えていないと、年末調整の結果、足りない所得税を会社に支払うことになるかもしれませんのでご注意ください！

平成28年分から変更される年末調整の3つのポイント

① マイナンバー（個人番号と法人番号）の記載

今年の年末調整からマイナンバーを記載しなければいけません。

マイナンバーの記載が必要な書類	提出先	記載対象者
扶養控除等（異動）申告書	会社	本人、扶養家族等
源泉徴収票	税務署	本人、扶養家族等
不動産の使用料等の支払調書	税務署	貸主（大家さん）
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	税務署	報酬等を受取った人
給与支払報告書	市役所等	本人、扶養家族等

② 源泉徴収票などの書類のサイズ・レイアウトの変更

- マイナンバーの記載にあわせ、書類の用紙サイズが、A6→A5へと変更されます。
- マイナンバーの記載、サイズの変更に伴い、源泉徴収票等に扶養親族の記載欄、マイナンバーの記載欄などが追加されます。

③ 通勤手当の非課税限度額の引上げ

平成28年度分から、通勤手当の非課税限度額が1カ月あたり10万円から15万円に引上げられました。

平成28年分の年末調整の各種書類を役所に提出する期限は平成29年1月31日までとなりますので、それまでにマイナンバーを集める必要があります。間近になって困らないように、早めの収集を心がけましょう！

会社で集めたマイナンバーは、下記手続きにも使います！



健康保険・厚生年金保険関連事務

- 被保険者資格取得届、喪失届
- 被保険者報酬月額算定基礎届、変更届
- 健康保険被扶養者(異動)届
- 国民年金第3号被保険者関係届

など

雇用保険関連事務

- 雇用保険資格取得届、喪失届
- 雇用保険氏名変更届
- 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・申請書
- 育児休業給付受給資格確認票・申請書
- 介護休業給付支給申請書

など

他にも、
こんな場面で
マイナンバーを
使います。



雇用保険の失業等給付の
手続で **ハローワーク** へ



災害時の支援制度を
利用する時に **市区町村** へ



生命保険、損害保険、共済の
受取時に **保険会社** や **組合** へ



国外送金や国外から受金する
時に **銀行** や **郵便局** へ



年金給付の手続に
日本年金機構 へ

「通知カード」は個人番号の確認としてのみ利用できますが、顔写真入りの「マイナンバーカード」は身分証明書として利用できる他、今後、コンビニで住民票がとれたり、引越に伴う届け出がまとめて行えるなど、便利なサービスに利用できる予定です。

平成29年7月から、国や地方公共団体間で情報連携が始まります。

これまで手続する際に添付していた証明書などを省略することが出来たり、手続きで時間がかかっていた情報の照合作業などが短縮されるようになります。



南米のチリで、マイナンバー制度を経験したスタッフのお話



南米チリ共和国にもマイナンバーはある！！

主人の転勤の為、チリ共和国で4年程生活しました。

日本ではマイナンバー制度が始まったばかりですが、チリでは10年以上前からすでに導入されており、出生届を出したときから全国民にRUT（日本で言うマイナンバー）が与えられます。（チリ国民だけでなく居住外国人にもRUTが与えられます。）

このRUTは、税金、年金、健康保険の管理から、パスポート番号、運転免許証番号、身分証明証番号としても使用されていました。また、銀行口座開設や家賃、光熱費の支払い、車の購入、病院の予約など、日常生活のいろいろな場面でも使用しました。

一番驚いたのは、スーパーマーケットのポイントカードの番号までRUTなので、ポイントカードを忘れてもRUTをレジで言えば、ポイントをつけてくれます。こんな個人情報満載の番号をレジの前で言っても大丈夫か？と心配になりますが、それがチリでは当たり前なのです。 **※日本では法律に定められた手続きにしか使用できません!!**

日本のマイナンバーはまだまだこれから、という感じですが、管理さえ誤らなければ、とても有用なシステムになると思います。



年金受給資格が10年に短縮！！

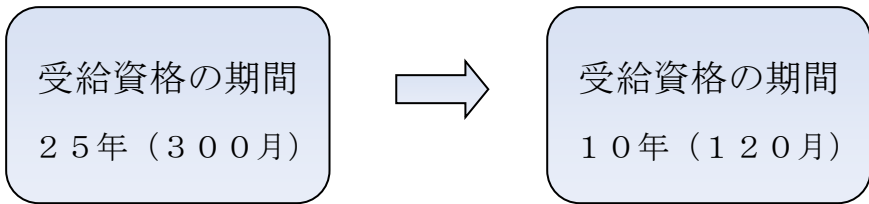
年金の受給に必要な保険料の納付期間を25年から10年に短縮する改正法案が11月16日に可決、成立しました。

受給の開始時期は、平成29年9月分（10月受給）からとなります。

年金の受給資格が10年になるとは・・・

これまで、国民年金、厚生年金といった公的年金の支給が受けられるための受給資格としては公的年金の加入期間（免除期間なども含めて）が25年（300月）必要でした。

改正により、今まで加入期間が25年未満で年金の受給資格が得られなかった方も加入期間が10年以上あれば、年金を受給することができるようになります。



それなら・・・10年だけ保険料を払って後は払いません！なんていう人も多く出てくるかもしれませんが、受給資格が短縮されるだけで、国民年金は20歳から60歳までは誰もが加入する義務があることは、今までと変わりありません。

保険料の納付額が少なければ、受給額の額も少なくなります。



＜ 参考 ＞

老齢基礎年金支給額（H28年度の満額で試算）

加入期間	年額	月額換算
10年	195,025円	16,252円
20年	390,050円	32,504円
30年	585,075円	48,756円
40年	780,100円	65,008円

加入期間に「学生納付特例制度」「若年者納付猶予制度」「保険料免除制度」を利用していて未納がある場合は、上記の額より減額になります。

今年も皆様には大変お世話になりました。よいお年をお迎えください。

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください！



社会保険労務士
行政書士

山本事務所
(有)経営サポートセンター

千葉県柏市北柏3-5-5 マン・ラボームI 101 TEL04-7160-3235

URL : <http://www.office-yama.jp>
MAIL : info@office-yama.jp

